

# 確認検査業務手数料規程

株式会社G A I 建築確認

平成 26 年 4 月 4 日制定  
令和 2 年 10 月 1 日改訂  
令和 6 年 5 月 1 日改訂  
令和 7 年 4 月 1 日改訂

## 確認検査業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この確認検査業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）は、株式会社G A I 建築確認（以下G A I という。）が別に定める「確認検査業務規程」（以下「規程」という。）に基づき、G A I が実施する確認検査の業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物に関する確認の申請手数料)

第2条 規程第17条（第24条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する建築物に関し、規程第38条に規定する確認の申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 階数1かつ延べ面積200㎡以下の一戸建ての住宅：別表1の1に掲げるとおり
  - (2) 前号に掲げる建築物以外：別表1の2に掲げるとおり
  - (3) 2025年3月31日までに着工した階数2以下の一戸建ての住宅：別表1の4に掲げるとおり
- 2 確認申請に係わる建築計画において、避難安全検証法等別表2の4に掲げる設計方法による場合の手数料額は、同表に掲げる額（直前の確認をG A I から受けている計画変更申請の場合は（ ）内の額）を第1項の規定による手数料の額に付加した額とする。
- 3 第1項による規定第17条に規定する建築物に適用する床面積の合計は、次の各号に掲げる区分に応じて算定する。
- (1) 建築物を新築する場合：  
当該建築に係る部分の床面積
  - (2) 建築物を増築、移転、改築、大規模の修繕、又は大規模の模様替（以下、「増築等」という）をする場合：  
当該増築等に係る部分の床面積（同一棟の場合は、申請以外の部分の床面積の二分の一を合計した床面積）
  - (3) 建築物の用途の変更をする場合：  
当該用途の変更に係る部分の床面積
  - (4) 建築物を増築等と共に用途の変更をする場合：  
当該増築等と用途の変更に係る部分の床面積（同一棟の場合は、申請以外の部分の床面積の二分の一を合計した床面積）
- 4 第1項による規定第24条に規定する建築物の計画の変更に適用する床面積の合計は、次の号により算定する。
- (1) 第3項による確認を受けた建築物の計画を変更する場合：  
当該建築物の床面積の二分の一。
- 5 第3項及び第4項の規定により適用する別表2の4の対象床面積の合計は、適用する設計方法に係る建築物の部分の床面積（対象床面積）の合計について適用する。ただし、第4項に該当する場合で、別表2の4に掲げる設計方法に係る建築物の部分において変更がないものであるときは、その限りでない。

(追加手数料)

第3条 確認申請手数料(計画変更申請含む)に加算する追加手数料については、別表2の1から同表2の4に掲げるとおりとする。

(建築設備等に関する確認の申請手数料)

第4条 建築設備等に関し、規程第38条に規定する確認の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる種別区分に応じ、別表3の1に掲げるとおりとする。また、G A Iが規定第19条に規定する確認の実施後に、計画を取り下げて概ね同一(構造方法を変更するものを除く。)の計画を再申請し建築設備等を設置する場合は、これを計画変更として同表を適用する。

- (1) エレベーター(次条第2項の規定により準用する観光乗用エレベーター等を含み、4人乗り以上のもの)
- (2) ホームエレベーター(3人乗り以下のエレベーターを含む。)
- (3) 小荷物専用昇降機(段差解消装置を含む。)

2 法第87条の4第1項において準用する昇降機以外の建築設備に関し、規程第38条に規定する確認の申請に係る手数料の額は、別に定める。

(工作物に関する確認の申請手数料)

第5条 工作物で令第138条第1項及び第3項(第2号を除く。)に規定する工作物(以下「指定工作物等」という。)に関し、規程第38条に規定する確認の申請に係る手数料の額は、別表3の2及び3に掲げるとおりとする。また、G A Iが規定第19条に規定する確認の実施後に、計画を取り下げて概ね同一(構造方法を変更するものを除く。)の計画を再申請し工作物を築造する場合は、これを計画変更として同表を適用する。

2 令第138条第2項第1号に規定する工作物(以下「観光用乗用エレベーター等」という。)に関する確認の申請に係る手数料の額は、前条第1項に規定する建築設備に関する確認の申請に係る手数料を準用するものとする。

3 令第138条第2項第2号及び第3号に規定する工作物である遊戯施設(以下「遊戯施設」という。)に関する確認の申請に係る手数料の額は、別表3の4に掲げるとおりとする。

4 令第138条第3項第2号に規定する工作物である自動車車庫に関する確認の申請に係る手数料の額は、第2条の規定中、「床面積の合計」とあるのを「築造面積」と読み替えて準用する。この場合において、別表1の4に掲げるとおりとする。

(建築物に関する中間検査の申請手数料)

第6条 規程第26条に規定する建築物に関し、規程第38条に規定する中間検査の申請に係る手数料の額は、中間検査申請一件について、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 階数1かつ延べ面積200㎡以下の一戸建ての住宅：別表1の1に掲げるとおり
- (2) 前号に掲げる建築物以外：別表1の2に掲げるとおり
- (3) 2025年3月31日までに着工した階数2以下の一戸建ての住宅：別表1の4に掲げるとおり

(建築物に関する完了検査の申請手数料)

第7条 規程第32条に規定する建築物に関し、規程第38条に規定する完了検査の申請に係る手数料の額は、完了検査申請一件につき、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 階数1かつ延べ面積200㎡以下の一戸建ての住宅：別表1の1に掲げるとおり

(2) 前号に掲げる建築物以外：別表１の２に掲げるとおり

(3) 2025年３月31日までに着工した階数２以下の一戸建ての住宅：別表１の４に掲げるとおり

(4) 省エネ適合性判定を要する建築物の完了検査加算料金：別表１の３に掲げるとおり

２ 完了検査において、追加説明書の提出があった場合は、別表４の２に掲げるとおりとする。

(建築設備等に関する完了検査の申請手数料)

第８条 建築設備等に関し、規程第３８条に規定する完了検査の申請に係る手数料の額は、第４条第１項の規定における各号に掲げる種別区分に応じ、別表３の１に掲げるとおりとする。この場合において、一台につき停止階床数２０を超えるエレベーターについては、停止階床数２０を超える２０停止階床数ごとに該当手数料の５０％を加算する。

２ 完了検査において、追加説明書の提出があった場合は、別表４の２に掲げるとおりとする。

３ 法第８７条の４第１項において準用する昇降機以外の建築設備に関し、規程第３８条に規定する完了検査の申請に係る手数料の額は、別に定める。

(工作物に関する完了検査の申請手数料)

第９条 指定工作物等に関し、規程第３８条に規定する完了検査の申請に係る手数料の額は、別表３の２及び３に掲げるとおりとする。

２ 遊戯施設に関し、規程第３８条に規定する完了検査の申請に係る手数料の額は、別表３の４に掲げるとおりとする。

３ 令第１３８条第３項第２号に掲げる工作物である自動車車庫に関し、規程第３８条に規定する完了検査の申請に係る手数料の額は、第７条に規定する建築物に関する完了検査の申請に係る手数料を準用するものとし、別表第１の４において「床面積の合計」とあるのは、「築造面積」と読み替えて同表を適用する。

４ 完了検査において、追加説明書の提出があった場合は、別表４の２に掲げるとおりとする。

(検査に係る出張費及びその他の手数料)

第１０条 中間検査、完了検査のために確認検査員等の職員が出張する場合は、各検査手数料の額に、別表４の１に掲げる額を加算するものとする。

２ 検査に係るその他の手数料については、別表４の２に掲げるとおりとする。

(手数料の減額)

第１１条 ＧＡＩは、類似する建築物の確認検査の業務が効率的に実施できる場合、又は地域の実情等により必要と認められる場合については、第２条から第１０条に定める手数料の額について、別に手数料を定めることができるものとする。

(その他の手数料)

第１２条 その他の手数料については、別表５の１に掲げるとおりとする。

(記載のない事項)

第１３条 その他、この手数料規程に記載のない事項に関しては、必要に応じ別途定めるものとする。

(直前の確認又は検査をＧＡＩ以外の者から受けている場合)

第１４条 直前の確認又は検査をＧＡＩ以外の者から受けている場合の計画の変更の申請は、当該申請を引受けする前に事前審査を行うものとする。その際手数料として、計画の変更に係

る部分の床面積と申請以外の床面積の合計の、確認申請手数料の二分の一の額を徴収するものとし、検査については、「計画の変更」を「検査」と読替えて準用する。また、同項は、建築設備等及び工作物にも準用するものとする。

#### 附 則

この規程は平成 26 年 4 月 4 日より施行する。

平成 26 年 4 月 4 日制定

この規定は令和 2 年 10 月 1 日より施行する。

令和 2 年 10 月 1 日改訂

この規定は令和 6 年 5 月 1 日より施行する。

令和 6 年 5 月 1 日改訂

この規定は令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

令和 7 年 4 月 1 日改訂